

答 申 第 119 号
令和 7 年 6 月 12 日

財 務 大 臣
加 藤 勝 信 殿

関 税 等 不 服 審 査 会
会 長 渋谷 雅 弘

答 申 書

令和 7 年 2 月 18 日付財関第 115 号をもって諮問のあった国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号。以下「徴収法」という。）第 39 条に基づく第二次納税義務の納付通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

審査請求人 A

滞納法人 B 社

処分庁 C 税関長

本件納付通知処分 C 税関長が令和 5 年 9 月 27 日付で行った徴収法第 39 条に基づく第二次納税義務の納付通知（横業第〇〇〇〇号）

意 見

本件納付通知処分の取消しを求める審査請求については、これを棄却することが相当である。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、水産物、農産物及び畜産物の輸出入及び国内加工販売等を行う滞納法人の代表取締役である（甲第1号証）。滞納法人は、審査請求人が滞納法人の発行済株式の100%を保有する（平成24年8月期及び平成25年8月期確定申告書（乙第11号証）による。）同族会社（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第10号）である。

(2) 本件滞納関税等について

イ C税関調査部事後調査部門は、平成31年3月6日から滞納法人の輸入事後調査を開始したところ、滞納法人がD税関E出張所長及びF税関G出張所長に対し行った平成28年8月3日から平成30年8月17日までの各輸入許可日を法定納期限とする輸入申告計80件について、課税標準の誤り及び納付すべき税額の不足を認めた。

ロ D税関E出張所長及びF税関G出張所長は、令和3年7月26日付で、上記イの輸入申告計80件に対し、増差関税額計〇〇〇〇円の更正通知（別添1参照）及び過少申告加算税計〇〇〇〇円の賦課決定通知（別添2参照）を行った。また、滞納法人が当該関税及び過少申告加算税を納期限までに納付しなかったことから、同年8月27日付で滞納法人に対し督促状を送付した。

ハ 令和3年8月27日付で、処分庁は、関税法（昭和29年法律第61号）第10条の2に基づき、D税関E出張所長及びF税関G出張所長から当該関税及び過少申告加算税に係る徴収の引継ぎを受け、その旨を滞納法人に通知した。

ニ 令和3年9月7日、処分庁は、滞納法人名義の口座であるH銀行J支店普通預金口座の普通預金〇〇〇〇円を差し押さえた。また、同月8日、処分庁は滞納法人に対する消費税等の還付金〇〇〇〇円を差し押え、同年10月5日、当該還付金を取り立てて充当した。これにより、滞納法人の滞納する関税及び過少申告加算税は、令和5年9月27日付納付通知書別紙滞納金目録（甲第2号証）のとおり、計〇〇〇〇円となった（以下「本件滞納関税等」という。）。

(3) 滞納法人とK社との間で締結された保険契約について

イ 滞納法人は、K社と平成24年8月31日付で、保険契約者を滞納法人、被保険者を審査請求人とする年金支払型特殊養老保険10年保証付終身年金6契約（以下「本件円建保険契約」という。）を締結し、平成25年2月21日付で、保険契約者を滞納法人、被保険者を審査請求人とする米国ドル建年金支払型特殊養老保険2契約（以下「本件ドル建保険契約」といい、本件円建保険契約と本件ドル建保険契約を合わせて「本件各保険契約」という。）を締結した。滞納法人は、平成24年9月11日付で本件円建保険契約について、平成25年2月20日付で本件ドル建保険契約について、K社に受取人指定申込書を提出し、

審査請求人を本件各保険契約の満期保険金受取人に指定した（乙第1号証の1から乙第1号証の5まで及び乙第19号証の1から乙第19号証の3まで）。

ロ 滞納法人は、平成24年8月31日から平成30年8月27日にかけて、本件円建保険契約について、計7回、合計〇〇〇〇円の保険料の払込みを行い、平成25年2月21日から平成30年3月2日にかけて、本件ドル建保険契約について、計6回、合計〇〇〇〇円の保険料の払込みを行った（乙第19号証の1から乙第19号証の3まで）。滞納法人は、当該保険料の払込みについて、半額を審査請求人に対する短期貸付金として資産計上し、残りの半額を保険料又は保険積立金として計上する会計処理を行った（乙第12号証及び乙第13号証）。

ハ 本件各保険契約の約款においては、本件各保険契約の死亡保障期間は契約日から年金開始日の前日までとされており（甲第6号証・年金支払型特殊養老保険普通保険約款（以下「円建保険約款」という。）第〇条(〇)及び甲第7号証・米国ドル建年金支払型特殊養老保険普通保険約款（以下「ドル建保険約款」といい、円建保険約款とドル建保険約款を合わせて「各保険約款」という。）第〇条(〇)）、被保険者が死亡保障期間中に死亡したときには死亡保険金受取人に死亡保険金が、保険契約者が年金開始日前日までに年金の支払いに替えて満期保険金の支払いを選択し、かつ、被保険者が死亡保障期間満了時に生存していたときには、年金受取人に満期保険金が支払われることとされている（円建保険約款第〇条及びドル建保険約款第〇条）。

満期保険金の支払いの手続については、満期保険金受取人は、満期保険金の支払事由が生じたときは、K社所定の書類を提出して、満期保険金を請求することができる（円建保険約款第〇条及びドル建保険約款第〇条）。

解約返戻金の請求の手続については、保険契約者は、年金開始日前に限り、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができる（円建保険約款第〇条及びドル建保険約款第〇条）。

年金開始日を繰り上げる場合には、保険契約者は、年金開始日前に限り、K社の定める取扱範囲内で年単位で年金開始日を当初より早めることができ、保険契約者が繰上げを請求するときは、K社所定の書類を提出することとなっている。また、年金開始日を繰り上げる場合には、新たな年金開始日における解約返戻金を用いて年金月額及び満期保険金額を計算することとされている（円建保険約款第〇条及びドル建保険約款第〇条）。

さらに、保険契約者は、死亡一時金、死亡保険金または満期保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、K社へ通知することにより、年金または死亡保険金の受取人を変更できるとされている。また、年金受取人は年金開始日以後、保険契約者の権利および義務をすべて承継するとされている（円建保険約款第〇条及びドル建保険約款第〇条）。

ニ 滞納法人は、平成31年1月21日付で本件ドル建保険契約について、令和元

年6月24日付で本件円建保険契約について、それぞれ契約内容変更請求書（乙第2号証の2及び乙第2号証の3）をK社に提出し、年金開始日を本件ドル建保険契約については平成31年2月21日に、本件円建保険契約については令和元年8月31日に繰り上げるよう請求した（以下、滞納法人による当該請求を「本件年金開始日繰上請求」という。）。K社は、平成31年1月22日付で本件ドル建保険契約について、令和元年6月25日付で本件円建保険契約について、契約内容変更請求書を受領した。

また、滞納法人及び審査請求人は、平成31年1月29日付で本件ドル建保険契約について、令和元年7月29日付で本件円建保険契約について、それぞれ年金・満期保険金請求書兼受取方法等指定変更請求書（以下「満期保険金等請求書」という。）（乙第1号証の6及び乙第1号証の7）をK社に提出し、滞納法人は年金の支払いに替えて満期保険金の支払いを選択し（以下、滞納法人による当該選択を「本件満期保険金支払いの選択」といい、本件年金開始日繰上請求と本件満期保険金支払いの選択を合わせて「本件繰上請求等」という。）、審査請求人は満期保険金を請求した（以下、審査請求人による当該請求を「本件満期保険金請求」という。）。K社は、平成31年1月31日付で本件ドル建保険契約について、令和元年8月1日付で本件円建保険契約について満期保険金等請求書を受領した（乙第2号証の1）。

ホ 審査請求人は、平成31年2月25日付で本件ドル建保険契約について、令和元年9月2日付で本件円建保険契約について、K社から満期保険金を一括で受領し、本件円建保険契約については合計〇〇〇〇円、本件ドル建保険契約については合計〇〇〇〇米ドル（L銀行の平成31年1月31日為替相場による邦貨換算額は、〇〇〇〇円）が審査請求人名義の口座に振り込まれた（乙第3号証の1から乙第3号証の3まで）。

ヘ 審査請求人は、令和2年3月16日付でM税務署長宛てに令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出し、上記ホの満期保険金について一時所得として確定申告を行い、申告納税額〇〇〇〇円を納税した（乙第4号証の1及び乙第4号証の2）。

（4）処分庁は、上記（3）の事実を踏まえ、以下の理由により、審査請求人は、徴収法第39条の規定に基づき、本件滞納関税等について、滞納法人による本件繰上請求等によって審査請求人が受けた利益の額〇〇〇〇円（別添3参照）を限度として、第二次納税義務を負うことが認められるとして、徴収法第32条第1項に規定する手続に則り、令和5年9月27日付で審査請求人に対し本件納付通知処分を行った。

イ 保険契約者である滞納法人は、本件各保険契約を解約して解約返戻金を得ることができたにも関わらず、本件繰上請求等によって解約返戻金支払請求権という積極財産を喪失し、審査請求人は満期保険金支払請求権の金銭的価値に相当する額の利益を受けたことから、本件繰上請求等は、徴収法第39条

に規定する「無償又は著しく低額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分」（以下「無償譲渡等の処分」という。）のうち「その他第三者に利益を与える処分」（以下「第三者に利益を与える処分」という。）に該当すると認められること

ロ 滞納法人による本件繰上請求等は、いずれも本件滞納関税等の法定納期限の1年前の日以後に行われたと認められること

ハ 滞納法人は、本件納付通知処分の時点において、本件滞納関税等に充てるべき十分な財産を有しておらず、滞納法人の財産に滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められること（以下「徴収不足」という。）

ニ 滞納法人による本件繰上請求等がなければ、当該徴収不足は生じなかったと認められること

(5) 審査請求人は、令和5年12月25日付で審査請求書を提出し、本件納付通知処分を不服として、その取消しを求め、財務大臣に対する審査請求を提起した。

また、審査請求人は、令和6年1月15日付で審査請求訂正申立書を提出し、同審査請求書において提出した理由書の訂正を行った。

2 関係法令等の定め

(1) 関税の徴収について

イ 関税が納期限までに完納されない場合における当該関税の徴収については、国税徴収の例によることとされている（関税法第11条）。

ロ 関税の「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とされている（関税法（平成28年法律第16号による改正前のもの）第12条第8項及び関税法第12条第9項）。

ハ 税関長は、必要があると認めるときは、その徴収する関税について、他の税関長に徴収の引継ぎをすることができることとされている（関税法第10条の2）。

(2) 第二次納税義務について

イ 税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならないとされている（徴収法第32条第1項）。

ロ 滞納者の国税につき滞納処分の執行をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の1年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った無償譲渡等の処分に基因すると認められるときは、これらの無償譲渡等の処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、無償譲渡等の処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他

滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）（以下、当該これらの者について「特殊関係者」という。）であるときは、無償譲渡等の処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うとされている（徴収法第 39 条）。

ハ 徴収法第 39 条に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社とは、次に掲げる者とされている（国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号。以下「徴収令」という。）第 14 条第 2 項）。

（イ） 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

（ロ） （イ）に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

（ハ） （イ）及び（ロ）に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

（ニ） 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（（イ）及び（ロ）に掲げる者を除く。）

（ホ） 滞納者が法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する関係がある個人

（ヘ） 滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

（ト） 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と（イ）から（ニ）までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

ニ 同族会社とは、会社の株主等の 3 人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいうとされている（法人税法第 2 条第 10 号）。

ホ 徴収法第 39 条の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」（徴収不足）とは、納付通知書を発する時の現況において、滞納者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、滞納者の国税の総額に満たないと客観的に認められるときをいう（国税徴収法基本通達第 39 条関係（以下「徴収法通達第 39 条関係」という。） 1）。

ヘ 徴収法第 39 条の「1 年前の日以後」とは、法定納期限の 1 年前の応当日以後をいい、応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、徴収法第 39 条の規定が適用される。なお、契約が成立した時（民法第 522 条参照）とそれに基づき譲渡等の処分がされた時（権利を取得し、又は義務を免れた時）が異なる時は、譲渡等の処分がされた時によって、1 年前の日以後であるかどうかを判定し、譲渡等の処分につき登記

等の対抗要件又は効力発生要件の具備を必要とするときは、その要件を具備した日によって、1年前の日以後であるかどうかを判定する（徴収法通達第39条関係2）。

ト 徴収法第39条の「その他第三者に利益を与える処分」とは、譲渡、債務の免除以外の処分のうち、滞納者の積極財産の減少の結果（滞納者の身分上の一身専属権である権利の行使又は不行使の結果によるものを除く。）、第三者に利益を与えることとなる処分をいう（徴収法通達第39条関係5）。

なお、これらの処分であっても、その第三者に利益を与える処分が離婚に係る慰謝料であるなど、それが必要かつ合理的な理由に基づくものであると認められるときは、同条の処分行為に該当しないと解される（『国税徴収法精解（第21版）』381頁）。

チ 徴収法第39条の徴収不足が無償譲渡等の処分に「基因すると認められるとき」とは、その無償譲渡等の処分がなかったならば、現在の徴収不足は生じなかったであろう場合をいう（徴収法通達第39条関係9）。

リ 徴収法第39条の「権利を取得し、又は義務を免れた者」とは、無償譲渡等の処分により所有権、地上権、賃借権、無体財産権その他の財産権を取得した者又は債務の免除により債務を免れた者若しくは負うべき債務を免れた者をいう（徴収法通達第39条関係10）。

ヌ 徴収法第39条の特殊関係者に該当するかどうかの判定は、原則として、無償譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況によるものとする。したがって、権利を取得し、又は義務を免れた時に特殊関係者に当たらなくても、契約が成立した時に特殊関係者に当たる場合には、徴収法第39条の規定が適用される（徴収法通達第39条関係11）。

ル 徴収法第39条の「受けた利益」の額は、無償譲渡等の処分により滞納者から受けた利益が金銭以外のものであるときは無償譲渡等の処分がされた時の現況によるそのものの価額から、次の（イ）及び（ロ）に掲げる額を控除した額を算定する（徴収法通達第39条関係16）。

（イ） そのものを譲り受けるために支払った対価の額（無償譲渡等の処分があった時の対価の額）

（ロ） そのものの譲受けのために支払った費用及びこれに類するもののうち、そのものの譲受けと直接関係のあるものの額

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、令和5年12月25日付審査請求書において本件納付通知処分の取消しを求めており、同審査請求書、令和6年3月25日付反論書、同年6月21日付反論書2及び同年9月18日付反論書3において、その理由を概要以下のと

おり主張している。

(1) 本件繰上請求等の無償譲渡等の処分の該当性について

イ 本件各保険契約について、滞納法人は、K社が満期保険金等請求書を受領した日以降も、年金開始日が到来するまで本件各保険契約を解約して解約返戻金支払請求権を行使することが可能である。また、滞納法人が解約返戻金を請求する可能性がなくなり、審査請求人が満期保険金支払請求権を取得したことは、年金開始日の到来により生じる効果であって、本件繰上請求等による効果ではない。さらに、解約権の行使を停止条件とした抽象的な解約返戻金支払請求権の喪失をもって滞納法人の積極財産の減少を観念する場合には、満期保険金支払請求権もまた、本件各保険契約の成立時から審査請求人の生存という保険事故の発生を停止条件として、抽象的な権利として審査請求人に生じていることとなる。したがって、滞納法人は本件繰上請求等により解約返戻金支払請求権を喪失しておらず、審査請求人は本件繰上請求等により満期保険金支払請求権を得ていない。

ロ K社による満期保険金等請求書の受領について、C税関業務部収納課徴収専門官による調査報告書（乙第22号証）のとおり、K社は「年金開始日の3か月前以降の請求であれば、年金開始日時点において生存しているものとみなし、有効な請求として受付けている」と回答しているが、これは各保険約款に規定する保険金の支払事由が生じたときに提出する所定の請求書について、K社が事前提出を有効に受領したとの回答に過ぎず、この受領をもって満期保険金支払請求権の支払要件を満たしたとみなすという回答ではない。したがって、各保険約款と異なる個別合意は存在せず、本件繰上請求等によって審査請求人が満期保険金支払請求権を得たものといえない。また、当該調査報告書は、K社に対する質問とK社からの回答が整合しておらず、不適切な質疑応答となっている。

ハ 国税不服審判所平成22年3月9日裁決の事案（以下「平成22年裁決例」という。）（乙第6号証）は、審査請求人が保険事故の発生により保険金を得たこと等において本事案と共通しており、平成22年裁決例においては保険料の払込行為を無償譲渡等の処分として認定しているところ、本事案についても無償譲渡等の処分を観念するとすれば保険料の払込行為以外にはなく、既に保険料の払込時点において経済的価値の移転が生じた後になされた本件繰上請求等によって経済的価値の移転が生じる余地はない。

ニ 滞納法人に解約返戻金支払請求権を喪失させ、審査請求人に満期保険金支払請求権を取得させる効果を有するのは、滞納法人が年金開始日到来前に本件各保険契約を解約しなかった不作為の結果であり、処分と観念されないから、無償譲渡等の処分には該当しない。

ホ 一般に、法人の支払う保険料にはリスク対応部分と貯蓄対応部分が含まれるが、満期保険金には貯蓄対応部分のみが含まれると解され、解約返戻金に

はリスク対応部分と貯蓄対応部分とが含まれると解される。満期保険金と解約返戻金は別の性格を有する権利であるから、解約返戻金に係る権利を譲渡又は放棄して満期保険金に係る権利を取得させる性質のものとはいえない。

へ 大阪高等裁判所平成 29 年 11 月 17 日判決（平成 29 年行（コ）142 号）（以下「平成 29 年判決」という。）（甲第 14 号証）においては、徴収法第 39 条における譲渡に該当するか判断する理由として、滞納者がその所有する不動産を第三者に譲渡等する旨の意思表示をした場合でも、無償譲渡等の処分に該当するのは、第三者に対抗要件を具備させる移転登記をした行為であると判示された。平成 29 年判決は、徴収法第 39 条の無償譲渡等の処分一般について論じたものであり、第三者に利益を与える処分についても、単に意思表示をなす行為ではなく、対抗要件の具備その他権利関係の得喪を第三者に対して確定させる行為であることを要する。本事案においては、本件繰上請求等以後も滞納法人は解約返戻金支払請求権を喪失していないことは明らかであり、本件繰上請求等により権利関係の得喪が確定していないから、本件繰上請求等は無償譲渡等の処分に該当しない。

ト 本件繰上請求等が無償譲渡等の処分に該当することを前提に、年金開始日の到来前に審査請求人が死亡し、死亡保険金の受取人が第三者であったと仮定すると、滞納法人は解約返戻金支払請求権を喪失するのみで徴収不足を生じる一方、何ら具体的財産を得ることのない審査請求人の相続人に第二次納税義務が課される不合理極まりない結論となる。したがって、処分庁の主張は論理的に破綻している。

チ 本件各保険契約は役員による役務提供の対価の側面を有するとともに継続勤務を確保する合理性があり、異常な利益を与える処分とはいえない。滞納法人が本件各保険契約を終了させることは、保険料支払による積極財産の減少を止める合理的な経営判断の一つである。また、本件各保険契約においては、支払保険料の負担が滞納法人と審査請求人との折半とされており、審査請求人も本件各保険契約において一定の法的地位を有していたところ、滞納法人が本件各保険契約を解約して解約返戻金を請求しなかったということが、審査請求人との間で対価性のない行為であったということもできない。

（２） 基因性について

滞納法人は、N社に対する長期貸付金及び未収入金約〇〇〇〇円が令和 2 年 8 月に貸し倒れとなっているほか、本件各保険契約に関わらず支払原資となり得る資産を喪失しているため、徴収不足が本件繰上請求等に基因するとはいえない。

（３） 第二次納税義務を負う受けた利益の限度について

徴収法第 39 条の第二次納税義務は、その無償譲渡等の処分がなければ現在の徴収不足は生じなかったであろう場合という基因性が要件となるところ、第二

次納税義務を負う額の上限は、無償譲渡等の処分がなければ徴収できた金額に限られ、滞納者が無償譲渡等の処分により喪失した利益額となる。したがって、本事案においては、処分庁の主張を前提とすると、解約権の行使を停止条件とした抽象的な解約返戻金支払請求権の金額が上限となる。

抽象的な解約返戻金支払請求権は、その効力発生が不確定であり金額も確定していないことにより転付命令の対象とならない権利であるところ、処分庁はその金額について主張立証を尽くしていない。C税関業務部収納課徴収専門官による調査報告書（乙第25号証）においてK社が回答しているのは、年金開始日に解約権を行使した場合の解約返戻金の金額であり、抽象的な解約返戻金支払請求権の金額とは異なる。また、当該調査報告書における処分庁によるK社への質問とK社からの回答が整合しておらず、不適切である。

さらに、処分庁の主張を前提としても、審査請求人が本件繰上請求等により受けた利益とイイるのは、審査請求人が本件繰上請求等の前に有していた抽象的な満期保険金支払請求権と、本件繰上請求等の後に有していた具体的な満期保険金支払請求権との差額であり、処分庁の主張は失当である。

（４） 徴収法における第二次納税義務の趣旨について

徴収法第35条においては、滞納者を株主とする場合の同族会社の第二次納税義務を定める一方で、滞納者を同族会社とする場合の株主の第二次納税義務は定められていない。また、徴収法第33条では、滞納者が合名会社等である場合の無限責任社員の第二次納税義務を定めているが、滞納者を株式会社とする場合に、その他有限責任社員を第二次納税義務者に含めていない。これらの規定と対比すると、本件納付通知処分は、徴収法における第二次納税義務の趣旨を逸脱した違法な処分である。

2 処分庁の主張

処分庁は、令和6年2月22日付弁明書、同年4月22日付回答書及び同年8月20日付回答書2において、概要以下のとおり主張している。

（１） 本件繰上請求等の無償譲渡等の処分の該当性について

イ 本件各保険契約において、解約返戻金支払請求権と満期保険金支払請求権は同時には具体化し得ない金銭債権であるところ、滞納法人は、本件年金開始日繰上請求がなされた段階では本件各保険契約を解約して解約返戻金支払請求権を行使可能であったにもかかわらず、本件満期保険金支払いの選択をし、審査請求人はこれにより具体的に確定した満期保険金支払請求権を獲得している。同時に、審査請求人は本件満期保険金請求を行っており、当該請求は年金開始日の到来前にK社により有効な請求として受領されたことから、審査請求人は年金開始日の到来前に満期保険金支払請求権を行使したといえ、これにより滞納法人は解約返戻金支払請求権を喪失したものと認められる。

また、満期保険金支払請求権は、滞納法人の本件繰上請求等によりはじめ

て金銭債権として具体化される権利であるため、審査請求人が無償譲渡等の処分の前に有していた利益とはいえない。

- ロ K社が本件満期保険金請求を受領した時点において、審査請求人による本件満期保険金請求が有効に成立していると認められ、当事者の個別合意の下、各保険約款と異なる実務上の取扱いがなされているものと認められる。

仮に上記の時点で本件満期保険金請求がなされたと解さず、年金開始日において当該支払請求が有効になったと解するとしても、実際に年金開始日の到来前に滞納法人は審査請求人に本件満期保険金請求の意思表示をできるようにするとともに、K社においても事実上当該支払請求を受領している。

また、C税関業務部収納課徴収専門官による調査報告書（乙第22号証）について、K社の回答（乙第33号証）に基づいて報告書を作成したものであり、解釈や表現に誤りは生じていない。

- ハ 平成22年裁決例においては、滞納者の死亡という保険事故の発生によって第三者は保険金を得ており、この結果に直接結びつく滞納者の処分行為は保険料の払込みのみであった。これに対し、本事案においては、仮に滞納法人による年金開始日の繰上げがなければ、年金開始日は現在も到来しておらず、審査請求人の死亡という保険事故は発生していないため、平成22年裁決例と差異が無いとする審査請求人の主張には理由がなく、平成22年裁決例と本事案とを比較して、第三者に利益を与える処分の該当性について論ずることはできない。

- ニ 解約返戻金支払請求権を喪失させたのは、滞納法人が本件各保険契約を解約しなかったという不作為ではなく、滞納法人による本件繰上請求等によるものである。

- ホ 満期保険金と解約返戻金の権利の譲渡関係について、審査請求人の主張の趣旨は定かではないが、仮に徴収法第39条の「無償又は著しく低い額の対価による譲渡」に当たることを前提に、譲渡の前後で債権の性格が同じものであるべきことを主張するものであれば、本事案は同条の第三者に利益を与える処分に該当するものである。債権の同質性は、第三者に利益を与える処分の要件に定められていない。

- ヘ 平成29年判決は、徴収法第39条が規定する「譲渡」が「国税の法定納期限の1年前の日以後」になされたか否かの判断基準の解釈が問題となった事案であり、第三者に利益を与える処分に該当するためには財産喪失の効力を確定させる行為が必要である旨を判示したものではない。

- ト 異常な利益を与えるとは、財産的かつ客観的価値の等価交換でないことをいうと解されているが、本事案においては、審査請求人は、満期保険金を一時所得として確定申告しており、C税関業務部収納課徴収専門官の聴取に対しても、本件各保険契約の内容や満期保険金を受け取ることとなった経緯について覚えていないと申述するのみで合理的な説明がされなかったことから

すれば、財産的かつ客観的価値の等価交換であったとか、実質的な対価関係があったなどの事情はなかったものと認められる。

チ 審査請求人は、C税関業務部収納課徴収専門官の聴取に対して、本件各保険契約について解約でなく本件繰上請求等をした理由は覚えていない、取得した満期保険金を遊興費や生活費に費消した旨を供述しているところ、本件繰上請求等の経営上の合理性は認められない。また、本件各保険契約において保険料支払いの義務を負うのは保険契約者である滞納法人であって、審査請求人が保険料を半額負担していることは、本件各保険契約において審査請求人が法的地位を有することにならない。なお、審査請求人への貸付金として経理処理されていた支払保険料の半額は、受けた利益の限度の額の算出にあたり控除している。

(2) 1年前の日以後について

関税を課され輸入許可を受ける貨物に係る法定納期限は当該輸入許可の日と定められているところ、本件滞納関税等の各法定納期限の1年前の日とは、平成27年8月3日から平成29年8月17日までの各応当日である。

本件繰上請求等の効力発生日は、K社が契約内容変更請求書及び満期保険金等請求書を受領した日であることから、本件ドル建保険契約については平成31年1月22日及び同月31日、本件円建保険契約については令和元年6月25日及び同年8月1日となり、本件繰上請求等が本件滞納関税等の法定納期限の1年前の日以後になされたものと認められる。

(3) 徴収不足について

徴収法通達第39条関係1において、滞納処分を執行してもなお徴収不足が認められることとは、第二次納税義務の納付通知書を発する時の現況において、滞納法人に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、滞納法人の国税の総額に満たないと客観的に認められるときをいうとされている。

本事案において、処分庁は、滞納法人に対して、滞納法人名義口座の普通預金〇〇〇〇円を差押え、また、滞納法人に対する消費税還付金〇〇〇〇円を差押えた上で充当したが、なお徴収不足であり、さらに調査の結果、滞納法人の財産で滞納処分により徴収できるものの価額が滞納法人の本件滞納関税等の総額を満たすものは認められなかった。

したがって、滞納法人の本件滞納関税等につき滞納処分を執行しても、なおその徴収すべき額に不足すると認められる。

(4) 基因性について

徴収法通達第39条関係9において徴収不足が無償譲渡等の処分に「基因すると認められるとき」とは、「その無償譲渡等の処分がなかったならば、現在の徴収不足は生じなかったであろう場合をいう」とされているところ、本事案においては本件納付通知処分時において徴収不足となっている以上、滞納法人により譲渡等の処分がなされなければ、滞納法人の財産から本件滞納関税等を徴

収できたといえることから、徴収不足と無償譲渡等の処分の間に基因関係が認められる。

(5) 第二次納税義務者について

滞納法人が本件繰上請求等を行い、審査請求人はこれにより具体的に確定した満期保険金支払請求権を得たことから、審査請求人は徴収法第 39 条に規定する「権利を取得した者」に該当する。

(6) 第二次納税義務を負う受けた利益の限度について

審査請求人は、滞納法人の株式の 100%を保有し、法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社の判定の基礎となった株主に該当することから、徴収法第 39 条に規定する特殊関係者に該当し、したがって、「処分により受けた利益の限度」において第二次納税義務を負う。

なお、徴収法第 39 条において、第二次納税義務を負う受けた利益の限度は滞納者が無償譲渡等の処分により喪失した利益の額を基礎とするとは定められていないが、K 社より、年金開始日 1 か月前より解約返戻金額と満期保険金額は同額となると回答を得ており（乙第 25 号証）、無償譲渡等の処分時の解約返戻金の評価額と満期保険金の評価額は同額であると認められる。

審査請求人が受けた利益の額は、K 社が満期保険金等請求書を受領した日における満期保険金支払請求権の金銭的価値であり、当該金銭的価値は満期保険金の評価額と同額であると認められる。審査請求人に発生していた抽象的な満期保険金支払請求権は、滞納法人の本件繰上請求等によりはじめて金銭債権として具体化される権利であるため、審査請求人が無償譲渡等の処分の前に有していた利益とはいえない。

滞納法人から審査請求人へ貸し付けられていた払込保険料の半額は、満期保険金の受領のために審査請求人が負担していた財産と認められるため、払込保険料の半額に相当する金額は、受けた利益の額から控除すべきである。

したがって、審査請求人が第二次納税義務を負う受けた利益の限度の額は、満期保険金支払請求権の相当額（〇〇〇〇円）から審査請求人への貸付金として経理処理されていた払込保険料の半額に相当する金額、すなわち、実際に払い込まれた保険料の半額（〇〇〇〇円）及び満期保険金を受け取ることにより納付すべきこととなった所得税等相当額（〇〇〇〇円）を加算した価額を控除した額（〇〇〇〇円）である。

(7) 徴収法における第二次納税義務の趣旨について

審査請求人は徴収令第 14 条第 2 項第 5 号の「親族その他の特殊関係者」に該当する者であることから、徴収法第 39 条の第二次納税義務を負う者に該当する。徴収法第 33 条及び第 35 条の規定は、徴収法第 39 条及び徴収令第 14 条第 2 項の規定と何ら関わりがない。

また、徴収法第 33 条、第 35 条及び第 39 条はそれぞれ立法趣旨が異なるため、徴収法第 39 条に基づいて行われた本件納付通知処分について、徴収法第 33

条及び第 35 条の規定を理由として徴収法の趣旨に反するとする審査請求人の主張は失当である。

第 3 当審査会の判断

1 本件納付通知処分の適法性について

(1) 徴収法第 39 条について

第二次納税義務の制度は、納税者の財産につき滞納処分を執行しても、なおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、形式的には財産が第三者に帰属しているとはいえ、実質的にはこれを否認して、納税者にその財産が帰属していると認めても公平を失しないような場合に、その形式的な財産帰属を否認して、私法秩序を乱すことを避けつつ、その形式的に財産が帰属している第三者に対し補充的、第二次的に納税義務を負担させることにより、租税徴収の確保を図ろうとする制度である¹。

その一態様としての徴収法第 39 条に規定する第二次納税義務は、納税者が無償譲渡等の処分をなし、そのため租税の徴収ができなくなった場合、通常、その無償譲渡等の処分を詐害行為として取り消し、財産を納税者に復帰させた上で滞納処分を執行できるが、そのためには訴訟手続を経ることを要するところ、租税に対する詐害行為のすべてについて訴訟を待つて処理すべきものとすれば、租税の簡易迅速な徴収確保を期し得ないことから、詐害行為の典型的な場合として、無償譲渡等の処分の受益者に対し端的に一定程度で納税義務を負担させることとし、もって、実質的には詐害行為の取消しをしたと同様の効果を得ることを骨子とするものであり²、その納税義務を負わせることができる場合とは、徴収法第 39 条に定められているとおり、次の要件すべてを満たす場合である。

イ 滞納者が無償譲渡等の処分をしたこと

ロ その無償譲渡等の処分が、滞納国税の法定納期限の 1 年前の日以後にされたものであること

ハ 滞納者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収不足であること

ニ その徴収不足が、その無償譲渡等の処分に基因すると認められること

上記イの無償譲渡等の処分について、徴収法第 39 条に規定する処分行為は必

¹ 金子宏『租税法（第 24 版）』163 頁

² 「納税者が国税の差押えを免れるためその財産を譲渡した場合においては、（中略）その譲渡が国税通則法第 42 条の詐害行為に該当するときは、その行為を訴訟によって取り消し、財産を納税者に復帰させた上でそれぞれ滞納処分を執行するが、租税に対する詐害行為のすべてを訴訟をまって処理することでは、租税の簡易、迅速な確保を期し得ない。そこで、納税者が無償又は著しい低額で財産を処分し、そのため納税が満足にできないような資産状態に立ち至らせた場合すなわち詐害行為となるような場合には、その処分による受益者に対して直接第二次納税義務を負わせ、実質的には、詐害行為の取消しをした場合と同様の効果を得ようとするものである。

（中略）旧法第 4 条の 7 では、譲渡だけが対象とされていたが、財産処分の方法としては狭きに過ぎるので、この条では、譲渡のほか、債務の免除その他第三者に利益を与える処分にまで拡充された。」（『国税徴収法精解（第 21 版）』377～378 頁）

ずしも贈与、売買、債務免除、財産分与等特定の行為類型に属することを必要とせず、これら各種の約因を帶有する行為であっても、それによって第三者に異常な利益を与えるものであれば足りると解されており、同時に、無償譲渡等であっても、実質的にみてそれが必要かつ合理的な理由に基づくものであると認められるときは、処分行為に該当しないと解することが相当であるとされている（東京地方裁判所昭和 45 年 11 月 30 日判決（乙第 15 号証））。

（2） 本件納付通知処分について

イ 本件繰上請求等の無償譲渡等の処分の該当性について

上記（1）イからニまでに即して本件納付通知処分の適法性を検討するに、まず、本件繰上請求等が徴収法第 39 条に規定される無償譲渡等の処分のうち、第三者に利益を与える処分に該当するか否かについて検討する。

（イ） 本件繰上請求等の性質について

徴収法第 39 条における無償譲渡等の処分のうち第三者に利益を与える処分は、上記第 1 の 2（2）トのとおり、滞納者の積極財産の減少の結果、第三者に利益を与えることとなる処分と定義されており、その処分には第三者に異常な利益を与える行為を広く含む³とされ、行為の態様に制限はないと解すべきである。

本件各保険契約の満期保険金の支払事由は、上記第 1 の 1（3）ハのとおり、円建保険約款第○条及びドル建保険約款第○条によれば、保険契約者である滞納法人が年金開始日前日までに年金の支払いに替えて満期保険金の支払いを選択し、かつ、死亡保障期間の満了時、すなわち年金開始日の到来時において、被保険者である審査請求人が生存しているという保険事故が生じることと規定されている。本事案において、滞納法人は、円建保険約款第○条及びドル建保険約款第○条に基づき、K 社所定の契約内容変更請求書（乙第 2 号証の 2 及び乙第 2 号証の 3）を提出し本件年金開始日繰上請求を行うとともに、滞納法人及び審査請求人は、円建保険約款第○条及びドル建保険約款第○条に基づき K 社所定の満期保険金等請求書（乙第 1 号証の 6 及び乙第 1 号証の 7）を提出して、滞納法人は本件満期保険金支払いの選択をし、審査請求人は本件満期保険金請求をしているところ、滞納法人による本件繰上請求等は、直近に繰り上げた年金開始日の到来時において満期保険金の支払事由を生じさせ、当該支払事由が生じたときに審査請求人に満期保険金支払請求権という利益を与える目的を達成するために、滞納法人が行った各保険約款に基づく行為であったと認められる。

なお、満期保険金等請求書には、年金受取人として審査請求人の署名がなされるとともに、年金受取人と保険契約者が異なる場合のみ署名が必要となる保険契約者の署名欄に、滞納法人の署名がなされている。K 社は、満期保険金等請求書について「各保険約款上、年金開始時の受取方法変更の請求

³ 金子宏『租税法（第 24 版）』167 頁

権者は契約者であり、満期保険金・年金の請求権者は年金受取人になる。よって、請求書上にて契約者及び年金受取人の署名が記載される」旨説明している（乙第33号証）。しかしながら、満期保険金等請求書の様式から明らかなように、審査請求人による本件満期保険金請求にあたっては、本件満期保険金支払いの選択が必要であったと認められるところ、本件満期保険金支払いの選択は、保険契約者である滞納法人による単なる年金又は満期保険金の受取方法の選択と見ることはできず、審査請求人による本件満期保険金請求を可能とした行為であったといえることから、本件繰上請求等を、審査請求人に利益を与える行為と認めることは相当である。

そして、滞納法人が保険契約者として有していた本件各保険契約の財産価値は解約返戻金支払請求権であると認められるところ、円建保険約款第〇条及びドル建保険約款第〇条によれば、保険契約者は年金開始日前に限り本件各保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができるとされており、円建保険約款第〇条及びドル建保険約款第〇条によれば、年金受取人は年金開始日以後、保険契約者の権利及び義務をすべて継承するとされていることから、本件年金開始日繰上請求によって直前に繰り上げられた年金開始日の到来時において、滞納法人が本件各保険契約に係る解約返戻金支払請求権を喪失したことは明らかである。

なお、本件繰上請求等の時点よりも、実際に滞納法人が解約返戻金支払請求権を喪失した時点、すなわち年金開始日の到来時は後になる。この点、上記（１）のとおり、徴収法第39条の趣旨は、無償譲渡等の処分が詐害行為となるような場合には、その受益者に対し第二次納税義務を負わせ、実質的には詐害行為の取消しをしたと同様の効果を得ようとするものであることを踏まえると、滞納法人による本件繰上請求等の行為が滞納法人の積極財産の減少を招くことが事実上ないし保険契約上の因果関係として認められる場合においては、本件繰上請求等の行為と積極財産の減少が同時でなくとも、その受益者である審査請求人に対して第二次納税義務を負わせて、滞納法人の当該行為の取消しをした場合と同様の効果を得る必要性は失われていないといえる。

これらのことからすれば、滞納法人による本件繰上請求等は、直前に繰り上げた年金開始日の到来時において満期保険金の支払事由を生じさせ、当該支払事由が生じたときに審査請求人に満期保険金支払請求権という利益を与える目的を達成するために、滞納法人が保険契約者として有する解約返戻金支払請求権を喪失させた積極財産の処分行為であると認められる。

そして、徴収法第39条の無償譲渡等の処分は第三者に異常な利益を与える積極財産の減少行為であると解されるところ、本件繰上請求等による満期保険金の支払が審査請求人に異常な利益を与えるものであるといえる場合に無償譲渡等の処分に該当すると解すべきと考えられる。この点、滞納法

人による本件年金開始日繰上請求によって、審査請求人が60歳に到達する年の契約応当日から47歳に到達する年の契約応当日まで、13年もの年金開始日の繰上げを行い（乙第1号証の1及び乙第2号証の2）、直近に満期保険金の支払事由を生じさせて審査請求人に満期保険金を受け取らせていることからすれば、本件繰上請求等を審査請求人に異常な利益を与えるための積極財産の処分行為とすることは相当である。

（ロ） 本件繰上請求等の日（無償譲渡等の処分の日）について

上記第1の1（3）ニのとおり、滞納法人により提出された契約内容変更請求書は、K社において平成31年1月22日付及び令和元年6月25日付で受領されている（乙第2号証の2及び乙第2号証の3）。また、滞納法人及び審査請求人により提出された満期保険金等請求書は、K社において平成31年1月31日付及び令和元年8月1日付で受領されている。したがって、滞納法人による本件年金開始日繰上請求と本件満期保険金支払いの選択は、各保険約款上の行為として、それぞれK社による契約内容変更請求書又は満期保険金等請求書の受領日においてなされたことが認められる。

ただし、下記ロのとおり、徴収法第39条における「1年前の日以後」の判定の基準となる無償譲渡等の処分の日については、無償譲渡等の処分がされた時（権利を取得し、又は義務を免れた時）（徴収法通達第39条関係2）と解されているところ、本件繰上請求等による滞納法人における解約返戻金支払請求権の喪失及び審査請求人における満期保険金支払請求権の取得が確定したのは、年金開始日の到来時点であるから、本事案における無償譲渡等の処分の日は、本件年金開始日繰上請求等により繰り上げられた本件各保険契約の年金開始日の到来時点、すなわち、年金開始日の前日であると認められる。

（ハ） 本件各保険契約の財産価値（解約返戻金支払請求権）の評価額について

上記（イ）及び（ロ）のとおり、滞納法人において本件各保険契約の財産価値、すなわち解約返戻金支払請求権を喪失した時点は、年金開始日の前日と認められる。滞納法人が喪失した解約返戻金支払請求権の評価額は、上記年金開始日の前日において本件各保険契約を解約した場合の解約返戻金の額として評価することが相当と考えられる。

K社は、年金開始日の1か月前から解約返戻金の金額と満期保険金の金額は同額となると回答しているところ（乙第25号証）、年金開始日の前日である平成31年2月20日及び令和元年8月30日時点において本件各保険契約が解約された場合の解約返戻金の額は、本件年金開始日繰上請求後の年金開始日における満期保険金額（本件ドル建保険契約の満期保険金の価額〇〇〇〇円（L銀行の平成31年2月20日為替相場による邦貨換算額）及び本件円建保険契約の満期保険金の価額〇〇〇〇円の合計額〇〇〇〇円）

と同額と認められ、これを保険契約者である滞納法人が喪失した本件各保険契約の財産価値、すなわち解約返戻金支払請求権の評価額とすることが相当である。

(ニ) 審査請求人が受けた利益について

審査請求人は、上記第1の1(1)のとおり、本件各保険契約の契約時において、滞納法人の100%株式を保有する特殊関係者と認められるところ、上記第1の2(2)ロのとおり、無償譲渡等の処分により受けた利益の限度において第二次納税義務を負うとされており、上記第1の2(2)ルのとおり、受けた利益の額は、無償譲渡等の処分により滞納者から受けた利益が金銭以外のものであるときは無償譲渡等の処分がされた時の現況によるそのものの価額からそのものの譲受けのために支払った費用等の額を控除した額を算定することと解されている。

本件各保険契約について、審査請求人は、年金開始日の到来時点における、具体化した満期保険金支払請求権の評価額に相当する額を得ていると認められ、これは満期保険金額(〇〇〇〇円)と同額であると認められる。ただし、滞納法人は払込保険料のうち半額を審査請求人への貸付金として会計処理を行っているところ、滞納法人の有していた本件各保険契約の財産価値、すなわち解約返戻金支払請求権の評価額のうち、当該払込保険料の半額である〇〇〇〇円分は、審査請求人にもとより帰属するものと認められ、これに滞納法人の財産処分行為を認めることは出来ない。また、審査請求人が満期保険金の取得の際に支払った申告納税額〇〇〇〇円は、審査請求人が満期保険金支払請求権の取得のために支払った費用と認められる。したがって、審査請求人が受けた利益の額は、満期保険金支払請求権の評価額〇〇〇〇円からこれらを控除した〇〇〇〇円とすることが相当である(別添4参照)。

(ホ) 小括

上記認定した事実によれば、滞納法人による本件繰上請求等は、直近に繰り上げた年金開始日の到来時点(年金開始日の前日)において満期保険金の支払事由を生じさせ、当該支払事由が生じたときに審査請求人に満期保険金支払請求権の取得による利益〇〇〇〇円を与える目的を達成するために、滞納法人が保険契約者として有する解約返戻金支払請求権を喪失させた積極財産の処分行為であると認められ、本件繰上請求等は、徴収法第39条の第三者に利益を与える処分に該当すると認められる。

ロ 1年前の日以後について

徴収法第39条における「1年前の日以後」の判定においては、上記第1の2(2)へのとおり、契約が成立した時とそれに基づき譲渡等の処分がされた時(権利を取得し、又は義務を免れた時)が異なる時は、譲渡等の処分がされた時による(徴収法通達第39条関係2)と解されているところ、これを踏ま

えると、本事案においては、滞納法人は、直近に繰り上げられた年金開始日の前日において本件各保険契約に係る解約返戻金支払請求権を喪失したものであるから、その日によって1年前の日以後であるかどうかを判定するのが相当である。

本件ドル建保険契約については平成31年2月20日、本件円建保険契約については令和元年8月30日が年金開始日の前日であるところ、したがって、本事案において、無償譲渡等の処分は本件滞納関税等の法定納期限の1年前の日以後になされたものと認められる。

ハ 徴収不足について

徴収法第39条における「徴収不足」とは、上記第1の2(2)ホのとおり、納付通知書を発する時の現況において、滞納者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、滞納者の国税の総額に満たないと客観的に認められるときをいうと解されている。

処分庁は、滞納法人に対して、滞納法人名義口座の普通預金〇〇〇〇円を差押え、また、滞納法人に対する消費税還付金〇〇〇〇円を差押えた上で充当したが、なお徴収不足であり、さらに処分庁による調査の結果、滞納法人の財産で滞納処分により徴収できるものの価額が滞納法人の本件滞納関税等の総額を満たすものは認められなかった。したがって、本件納付通知処分時点において、滞納法人は本件滞納関税等に充てるべき十分な財産を有していなかったことから、徴収不足が認められる。

ニ 基因性について

徴収法第39条の徴収不足が無償譲渡等の処分に「基因すると認められるとき」とは、上記第1の2(2)チのとおり、その無償譲渡等の処分がなかったならば、現在の徴収不足は生じなかったであろう場合をいう（徴収法通達第39条関係9）と解されており、基因関係の判定方法については、第二次納税義務の納付通知時に徴収不足である場合において、滞納者が滞納国税の法定納期限の1年前の日以後に無償譲渡等の処分をしているときは、当該無償譲渡の処分と徴収不足との間に基因関係があるものとする⁴と解されている。

本事案においては、上記ロ及びハのとおり、本件納付通知処分時において徴収不足が認められ、滞納法人による無償譲渡等の処分は本件滞納関税等の法定納期限の1年前の日以後になされていることが認められる。また、本件繰上請求等以後に滞納法人が本件滞納関税等の総額を徴収できる財産を取得していることも確認できない。したがって、本事案において、徴収不足は無償

⁴ 「徴収不足である場合において滞納者が滞納国税の法定納期限の1年前の日以後に無償譲渡等の処分をしているときは、当該無償譲渡の処分と徴収不足との間に基因関係があるものとする。ただし、当該無償譲渡等の処分をした後に、滞納者がその国税の総額を徴収できる財産を取得している場合には、当該無償譲渡等の処分について、基因関係がないものとして取り扱って差し支えない（昭和52.4.20東京高判参照）」（国税庁徴収課「第二次納税義務関係事務提要（平成29年3月）」76～77頁）

譲渡等の処分に基因すると認めることは相当である。

(3) 第二次納税義務を負う受けた利益の限度について

滞納法人が本件繰上請求等を行い、審査請求人はこれにより具体的に確定した満期保険金支払請求権という金銭債権を得たことから、審査請求人は徴収法第39条に規定する「権利を取得した者」に該当する。

また、上記第1の1(1)のとおり、審査請求人は滞納法人の特殊関係者に該当することから、審査請求人は無償譲渡等の処分により受けた利益の限度の額〇〇〇〇円において、第二次納税義務を負うべきであると認められる。

(4) 小括

以上より、無償譲渡等の処分が本件滞納関税等の法定納期限の1年前の日以後に行われたかどうかの判定の時点については、これを本件繰上請求等により審査請求人が具体的な満期保険金支払請求権を取得したことが確定した年金開始日の到来時点（年金開始日の前日）において判定した上で、審査請求人は本件繰上請求等により受けた利益の限度において第二次納税義務を負うべきであると認められ、その限度の額は〇〇〇〇円である。

したがって、本件納付通知処分において審査請求人が負うべきとした第二次納税義務の額〇〇〇〇円については、上記の審査請求人が受けた利益の限度の範囲内であるから、下記2の審査請求人の主張を踏まえても、本件納付通知処分は適法であると認められる。

なお、行政不服審査法第48条に基づき、裁決による処分の不利益変更は禁止されていることから、本件審査請求において裁決による納付通知額の変更は行うべきではない。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、本件各保険契約について、滞納法人が解約返戻金を請求する可能性がなくなり、審査請求人が満期保険金支払請求権を取得したことは、本件各保険契約の年金開始日の到来により生じる効果であって、本件各繰上請求等による効果ではない旨主張する。

確かに、本件繰上請求等のうち、本件年金開始日繰上請求は、保険契約者である滞納法人からK社に対する契約内容変更の請求であり、その直接の効果は本件各保険契約の年金開始日の直近への繰上げである。また、滞納法人は本件繰上請求等より以前に満期保険金受取人として審査請求人を指定しているところ（乙第1号証の3及び乙第1号証の5）、審査請求人は既に抽象的な金銭債権である満期保険金支払請求権を有していたといえ、年金開始日の到来時点において、その金銭債権が具体化したことは事実である。

しかしながら、上記1(2)イ(イ)のとおり、滞納法人による本件繰上請求等は、直近に繰り上げた年金開始日の到来時点において満期保険金の支払事由を生じさせ、当該支払事由が生じたときに審査請求人に具体化された満期保険

金支払請求権という利益を与える目的を達成するために、滞納法人が保険契約者として有する解約返戻金支払請求権を喪失させた積極財産の処分行為であると認められ、滞納法人による本件年金開始日繰上請求がなければ本件納付通知処分時においても年金開始日は到来していないことに加えて、本件満期保険金支払いの選択がなければ、直近に繰り上げた年金開始日の到来時点において満期保険金の支払事由が生じることはなかったところ、審査請求人の主張は認められない。

(2) 審査請求人は、さらに、解約権の行使を停止条件とした抽象的な解約返戻金支払請求権をもって滞納法人の積極財産の減少を観念する場合には、満期保険金支払請求権もまた、本件各保険契約の成立時から審査請求人の生存という保険事故の発生を停止条件として、抽象的な権利として審査請求人に生じていることとなり、したがって、滞納法人は本件繰上請求等により解約返戻金支払請求権を喪失しておらず、審査請求人は本件繰上請求等により満期保険金支払請求権を得ていない旨主張する。

審査請求人の主張するとおり、解約返戻金支払請求権は、保険契約成立時から保険契約者、すなわち滞納法人による解約権（形成権）の行使を停止条件として抽象的な金銭債権として発生しており、その解約権の行使により具体化される権利である⁵。また、満期保険金支払請求権も、保険契約の成立とともに、満期保険金の支払事由の発生を停止条件とする、抽象的な金銭債権として満期保険金受取人、すなわち審査請求人に発生している権利といえる⁶。なお、本件各保険契約における満期保険金の支払事由は、保険契約者、すなわち滞納法人による年金開始日の前日までの満期保険金支払の選択、及び死亡保障期間満了時における被保険者、すなわち審査請求人の生存という保険事故の発生である。

しかしながら、本件各保険契約の各保険約款において、保険契約者は年金開始日前に限りいつでも保険契約を解約し解約返戻金を請求できるとされており、解約返戻金支払請求権は、年金開始日の到来前においては保険契約者である滞納法人の一方的な意思表示により行使可能な権利である。

他方で、満期保険金支払請求権は、各保険約款において、満期保険金の支払事由に該当した場合に限り年金受取人が請求可能な権利として規定されており、

⁵ 「解約返戻金支払請求権は保険契約者による解約権の行使により具体的な金銭債権となるが、解約権の行使前でも保険契約成立時から保険契約者による解約権の行使を停止条件として発生していると考えられる。」（山下友信『保険法（下）』554頁）

⁶ 「保険金請求権は、保険契約の成立とともに保険事故の発生等の保険金請求権が具体化する事由の発生を停止条件とする債権として発生していると考えられている。この具体化する事由の発生前の保険金請求権を抽象的保険金請求権といい、具体化した後の保険金請求権を具体的保険金請求権という。（中略）他人のためにする生命保険契約では、保険契約者が保険金受取人の変更権を留保している結果として、抽象的保険金請求権者である保険金受取人の権利は保険契約者により一方的に剥奪されうるものであり、権利としての確実性はきわめて弱いものであるが、そのことのゆえに保険金受取人による処分が不可能となるわけではない。」（山下友信『保険法（下）』392頁）

その支払事由を満たすためには、保険契約者である滞納法人による満期保険金支払いの選択が必要である。また、各保険約款上、保険契約者が被保険者の同意を得てK社へ通知することで年金受取人を変更可能とされているところ、本件各保険契約においては、審査請求人が被保険者である以上、審査請求人の保険金受取人としての地位は一方的に剥奪され得るものとはいえないが、少なくとも各保険約款上、年金受取人の変更は、保険契約者である滞納法人の権利として留保されている。これらのことを踏まえると、本件各保険契約における満期保険金支払請求権は、年金開始日の到来前の時点において、年金受取人である審査請求人の一方的な意思表示によって行使できない権利であり、金銭債権として極めて不確実な権利であったといえる。

したがって、年金開始日到来前において審査請求人が有する抽象的な満期保険金支払請求権については、審査請求人が実質的に有していた利益とはいえず、本件繰上請求等によって、審査請求人に満期保険金支払請求権を具体化したものであることから、本件繰上請求等によって、滞納法人が本件各保険契約の財産価値を喪失し、審査請求人が利益を得たとするのは相当である。

(3) 審査請求人は、本件満期保険金請求の受領について、各保険約款と異なる個別合意があるとの処分庁の主張に対し、K社が満期保険金等請求書の事前提出を有効に受領したに過ぎず、したがって、本件繰上請求等によって審査請求人が満期保険金支払請求権を得たものではなく、個別合意による各保険約款と異なる取扱いが存在しない旨主張する。

K社は、年金開始日の3か月前以降の請求であれば、年金開始日時点において年金受取人、すなわち満期保険金受取人が生存しているものとみなし、年金受取人による満期保険金等請求書を有効な請求として受け付けるとともに、実支払日は年金開始日以後とすることで、支払事由非該当による誤支払を防いでいるとしている（乙第22号証及び乙第33号証）。

滞納法人及び審査請求人により提出された満期保険金等請求書は、各保険約款に規定された会社所定の様式によって提出され、K社により有効な請求として受領されており、K社は実際に当該満期保険金等請求書に基づき、後日、審査請求人に対し満期保険金の支払いを行っていることに鑑みれば、K社による満期保険金等請求書の受領自体は有効なものであったと認められる。

しかしながら、審査請求人において満期保険金支払請求権が具体的に確定し、審査請求人によりその権利が行使されたのは、各保険約款の規定どおり年金開始日の到来時点であったと認められ、K社による満期保険金等請求書の受領時点において、満期保険金支払事由を満たす取扱いがなされた等の事実認められず、各保険約款と異なる当事者間の個別合意の存在は認められない。

(4) 審査請求人は、平成22年裁決例は、審査請求人が保険事故の発生により保険金を得た点等において本事案と共通しており、平成22年裁決例においては保険料の払込行為を無償譲渡等の処分として認定しているところ、本事案に

についても無償譲渡等の処分を觀念するとすれば保険料の払込行為以外にはなく、既に保険料の払込時点において経済的価値の移転が生じた後になされた本件繰上請求等によって経済的価値の移転が生じる余地はない旨主張する。

しかしながら、平成 22 年裁決例は、定期保険特約付終身保険契約の事案であり、契約開始日から保険契約者である滞納者の死亡という保険事故の発生までの間の滞納者の行為は、保険料の払込みのみである。また、一般に、定期保険特約付終身保険契約は、主としてリスクに対する備蓄の性格を有し貯蓄的性格は強くないと考えられるところ、滞納者が解約返戻金を取得したとしても支払保険料と比べて著しく低額であったと考えられ⁷、平成 22 年裁決例においては、保険料の支払いにより滞納者が主として積極財産を喪失したことは明らかである。

一方で、本事案においては、滞納法人は保険料の払込みに加えて、本件繰上請求等という各保険約款上の行為を行っていることが認められる上に、本件各保険契約は養老保険契約という貯蓄的性格の強い保険契約であり、年金開始日の 1 か月前以降は満期保険金と解約返戻金と同額となることを鑑みると、滞納法人は保険料の払込みの時点では、積極財産である現金等の減少とともに、保険契約者として本件各保険契約の財産価値、すなわち、解約返戻金支払請求権を取得しているといえ、滞納法人は本件繰上請求等により主として積極財産を喪失したと認められる。

したがって、本事案において、本件繰上請求等により経済的価値の移転が生じる余地がないとする審査請求人の主張は認められない。

(5) 審査請求人は、滞納法人に解約返戻金支払請求権を喪失させ、審査請求人に満期保険金支払請求権を取得させる効果を有するのは、滞納法人が年金開始日到来前に本件各保険契約を解約しなかった不作為の結果であり、処分と觀念されないから、徴収法第 39 条の無償譲渡等の処分には該当しない旨主張する。

しかしながら、上記 1 (2) イのとおり、滞納法人による本件繰上請求等は、審査請求人に具体的な満期保険金支払請求権を取得させ、滞納法人の保有する解約返戻金支払請求権を喪失させる財産処分行為であり、不作為の結果とは認められない。

(6) 審査請求人は、一般に、法人の支払う保険料にはリスク対応部分と貯蓄対応部分が含まれるが、満期保険金には貯蓄対応部分のみが含まれると解され、解約返戻金にはリスク対応部分と貯蓄対応部分が含まれると解される。満期

⁷ 「保険契約者が保険金の受取人を第三者とするいわゆる他人のための生命保険契約は、保険事故が発生した時に、保険金受取人として指定された当該第三者に利益を与える目的で締結されるものである。そして、この契約に基づく保険料の払込みは、保険契約者が保険会社に対して保険契約上の義務を履行するものではあるが、それによって、保険契約者の財産（金員）が減少することは疑いようがなく（保険契約者が解約返戻金を取得するとしても、その額は払込保険料よりも低額である。）、保険事故が発生した場合、保険金受取人は、無償で保険金支払請求権を取得し、利益を受けることになる。」（下線部は引用者）（甲第 8 号証・186 頁）

保険金と解約返戻金は別の性格を有する権利であるから、解約返戻金に係る権利を譲渡又は放棄して満期保険金に係る権利を取得させる性質のものとはいえない旨主張する。

しかしながら、徴収法第 39 条の第二次納税義務は、滞納者が純粋な経済的動機からは考えられないような処分行為をしたことによって国税の徴収を免れる結果を招来した場合に、当該処分行為により異常な利益を受けている第三者に対して、一定の限度で、滞納者の滞納に係る国税につき納税義務を負担させる制度であるから、処分行為は必ずしも特定の行為類型に属することを必要とせず、第三者に異常な利益を与える行為を広く含むと判示されているところ（東京地方裁判所昭和 45 年 11 月 30 日判決（昭和 43 年（行ウ）91 号）（乙第 15 号証））、処分行為の態様に制限はないと解すべきであり、もとより滞納者から第三者への権利の譲渡行為に限定されるものではない。

また、年金支払型養老保険契約は、一般に、死亡保障期間の満了が近づくとつれて貯蓄的性格が強まり、リスクに対する備蓄という性格が弱まると考えられ、満了時には残された死亡保障期間がないことから、リスクに対する備蓄という性格は失われると考えられる。本件各保険契約においても、年金開始日の 1 か月前より満期保険金と解約返戻金は同額になることから（乙第 25 号証）、満期保険金と年金開始日の 1 か月前以降の解約返戻金はいずれも貯蓄的性格のみを有することは明らかであり、異なる性格の権利であるとはいえない。したがって、上記の審査請求人の主張は認められない。

(7) 審査請求人は、平成 29 年判決を参照し、第三者に利益を与える処分についても、単に意思表示をなす行為ではなく、対抗要件の具備その他権利関係の得喪を第三者に対して確定させる行為であることを要すると主張し、本事案においては、本件繰上請求等以後も滞納法人は解約返戻金支払請求権を喪失していないことは明らかであり、本件繰上請求等により権利関係の得喪が確定していない旨主張する。

平成 29 年判決においては、第三者へ不動産を譲渡する行為が争点となっており、徴収法第 39 条の無償譲渡等の処分全般について判示したものか必ずしも明らかではないが、対抗要件の具備については、「主たる納税義務者が無償譲渡等の処分をしてもその登記がされていない限りはなお主たる納税義務者の財産として滞納処分をなし得るのであるから、その対抗要件を具備したときに第二次納税義務が発生するものとすれば足り、その日を基準として法定納期限の 1 年前の日以後であるかどうかを判断すべきである」（『国税徴収法精解（第 21 版）』380～381 頁）と解説されているところ、対抗要件の具備は無償譲渡等の処分該当性の要件ではなく、第二次納税義務の発生を判断する基準であると解される。

本事案においては、審査請求人の主張するとおり、本件繰上請求等の行為の時点ではなく、年金開始日の到来時点において、審査請求人において具体的金

金債権として満期保険金支払請求権が確定し、滞納法人において解約返戻金支払請求権の喪失が確定している。しかしながら、上記のとおり対抗要件の具備は第二次納税義務の発生を判断する基準であるに止まるから、本件繰上請求等の行為の時点において直ちにこれらの金銭債権の得喪が確定していないことをもって、本件繰上請求等は無償譲渡等の処分に当たらないと解することは失当である。

(8) 審査請求人は、本件繰上請求等が無償譲渡等の処分に該当することを前提に、年金開始日の到来前に審査請求人が死亡し、死亡保険金の受取人が第三者であったと仮定すると、滞納法人は解約返戻金支払請求権を喪失するのみで徴収不足を生じる一方、何ら具体的財産を得ることのない審査請求人の相続人に第二次納税義務が課される不合理極まりない結論となり、したがって、処分庁の主張は論理的に破綻している旨主張する。

しかしながら、本件納付通知処分は本件各保険契約において審査請求人が満期保険金を受領した事実に基づき行われており、事実関係の異なる例示によって、本件納付通知処分の適法性を論じることはできない。

(9) 審査請求人は、本件繰上請求等が異常な利益を与える処分か否かについて、本件各保険契約は役員による役務提供の対価の側面を有するとともに継続勤務を確保する合理性があり、滞納法人にとっても本件繰上請求等は保険料の支払いを止める合理的な経営判断であったから、本件繰上請求等は審査請求人に異常な利益を与える処分とはいえない旨主張する。また、本件各保険契約においては、支払保険料の負担が滞納法人と審査請求人との折半とされており、審査請求人も本件各保険契約において一定の法的地位を有していたところ、滞納法人が本件各保険契約を解約して解約返戻金を請求しなかったということが、審査請求人との間で対価性のない行為であったということもできない旨主張する。

一般的に、本件各保険契約のような年金支払型特殊養老保険は、死亡保障期間中に被保険者が死亡するというリスクに備えつつも、死亡保障期間満了時に被保険者が生存している場合には、保険金受取人に満期保険金または年金を受け取らせる保険契約であることから、保険金受取人に対する役務提供の対価の性質を有し得るものと考えることができる。この点、本事案においては、審査請求人は、C税関業務部収納課徴収専門官の聴取（乙第17号証）において、本件各保険契約を契約した理由について「自分が亡くなった場合に滞納法人の運営費用に充てるため」と回答しているところ、明確に述べられてはいないものの、本件各保険契約について、本件年金開始日繰上請求が行われる前の年金開始日（審査請求人が60歳に到達する年の契約応当日）が到来する時点まで審査請求人が生存していた場合には、それまでの審査請求人から滞納法人への役務提供の対価として、審査請求人に満期保険金又は年金を受領させるという側面を有していた可能性は否定はできない。

しかしながら、審査請求人は、当該C税関業務部収納課徴収専門官の聴取に

において、繰上請求を行って満期保険金を受領した経緯については覚えていないと申述するのみで説明を行っていない。また、本件繰上請求等を行う前の時点においては、滞納法人は、自らが解約権を行使すれば具体化することができる抽象的な解約返戻金支払請求権を有しており、一方で、審査請求人は、審査請求人が 60 歳に到達して支払事由が生じるまで具体化されない抽象的な満期保険金支払請求権を有していたところ、本件繰上請求等により、直近に支払事由を生じさせて審査請求人の一方にのみ債権を具体化する行為は、審査請求人に異常な利益を与えるものと認められる。この点、滞納法人と審査請求人の間での本件各保険契約を締結した趣旨は必ずしも明らかではないが、仮に満期保険金が審査請求人から滞納法人への役務提供の対価としての側面を持つとしても、契約当初の目的においては、満 60 歳に達する年の契約応当日までの役務提供を確保することを想定していたと考えられるところ、滞納法人は上記第 3 の 1 (2) イ (イ) のとおり、13 年もの年金開始日の繰上げを行っており、それに伴い本来得るはずであった役務提供の確保の目的を失し、かつ、満期保険金の選択及び年金開始日の到来により解約返戻金支払請求権も失っていることを踏まえれば、異常な利益を審査請求人に帰属させたものと考えすることは相当であり、また、本件繰上請求等の必要性について、本件各保険契約を終了させることは滞納法人にとって経営上合理的であったと主張しているが、繰り上げられた年金開始日時点で、審査請求人が一方的に異常な利益を受けるべき必要性について、合理的な説明はされていない。

したがって、本件各保険契約が役務提供の対価の側面を有するものとして締結された可能性を考慮したとしても、本件繰上請求等に基づいて滞納法人が行った解約返戻金支払請求権の処分行為は、審査請求人に異常な利益を与えるための積極財産の減少行為であったと認めることが相当である。

なお、本件各保険契約における保険契約者は滞納法人であり、解約権の行使を停止条件とした解約返戻金支払請求権の行使は、年金開始日の前日までは、各保険約款に基づく保険契約者、すなわち滞納法人の単独の権利と認められるところ、本件各保険契約の財産価値の処分行為に関して、審査請求人が一定の法的地位を有していたことは認められない。

(10) 審査請求人は、基因性について、滞納法人は、N社に対する長期貸付金及び未収入金約〇〇〇〇円が令和 2 年 8 月に貸し倒れとなっているほか、本件各保険契約に関わらず支払原資となり得る資産を喪失しているため、徴収不足が本件繰上請求等に基因するとはいえない旨主張する。

しかしながら、上記 1 (2) ニのとおり、本事案において徴収不足は本件繰上請求等に基因すると認められ、審査請求人の主張は認められない。

(11) 審査請求人は、第二次納税義務を負う額について、徴収法第 39 条の第二次納税義務は、その無償譲渡等の処分がなければ現在の徴収不足は生じなかったであろう場合という基因性が要件となるところ、第二次納税義務を負う額の

上限は、無償譲渡等の処分がなければ徴収できた金額に限られ、滞納者が無償譲渡等の処分により喪失した利益額となるべきところ、本事案においては、処分庁の主張を前提とすると、解約権の行使を停止条件とした抽象的な解約返戻金支払請求権の金額が上限となる旨主張する。また、抽象的な解約返戻金支払請求権は、その効力発生が不確定であり金額も確定していないことにより転付命令の対象とならない権利であるところ、処分庁はその金額について主張立証を尽くしていない旨主張する。

しかしながら、滞納法人が保険契約者として有していた解約返戻金支払請求権を喪失したのは年金開始日の到来時点（年金開始日の前日）であると認められ、審査請求人が受けた利益の額は、年金開始日の前日において本件各保険契約を解約した場合の解約返戻金の額を譲受財産として算出すべきことは、上記 1（2）イ（ハ）及び（ニ）のとおりである。

加えて、解約権の行使前の解約返戻金支払請求権は、審査請求人の指摘するとおり、券面額が確定していない金銭債権ではあるものの、滞納法人の一方的な意思表示により具体化して券面額を確定し行使可能な金銭債権であるところ、これを滞納法人が有していた積極財産として、解約権の行使後の解約返戻金の金額により評価することは適当である。

(12) 審査請求人は、処分庁の主張を前提としても、審査請求人が本件繰上請求等により受けた利益と云うるのは、審査請求人が本件繰上請求等の前に有していた抽象的な満期保険金支払請求権と、本件繰上請求等の後に有していた具体的な満期保険金支払請求権との差額であり、処分庁の主張は失当である旨主張する。

しかしながら、上記（2）のとおり、本件各保険契約における満期保険金支払請求権は、年金開始日の到来前の時点において、年金受取人である審査請求人の一方的な意思表示によって行使できない権利であり、金銭債権として極めて不確実な権利であったといえ、審査請求人が有していた利益とは認められない。

(13) 審査請求人は、徴収法第 35 条においては、滞納者を株主とする場合の同族会社の第二次納税義務を定める一方で、滞納者を同族会社とする場合の株主の第二次納税義務は定められていない。また、徴収法第 33 条では、滞納者が合名会社等である場合の無限責任社員の第二次納税義務を定めているが、滞納者を株式会社とする場合に、その他有限責任社員を第二次納税義務者に含めていない。これらの規定と対比すると、本件納付通知処分は、徴収法における第二次納税義務の趣旨を逸脱した違法な処分である旨主張する。

しかしながら、徴収法第 33 条及び第 35 条に基づく第二次納税義務の範囲に滞納者を株式会社とする場合の株主の義務が含まれていないことは、徴収法第 39 条に基づく本件納付通知処分の適法性に関わりがない。

第4 結論

以上のとおり、本件納付通知処分に係る審査請求には理由がないと認められることから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されることが相当である。

※ 甲号証及び乙号証は省略

(別添1) 滞納法人の関税に係る更正処分

番号	年度	更正通知書	輸入(納税)申告番号	輸入許可日 (法定納期限)	関税	消費税	地方消費税	納期限
1	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 8	〇〇〇〇			R3. 8. 26
2	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 13	〇〇〇〇			R3. 8. 26
3	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 19	〇〇〇〇			R3. 8. 26
4	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 24	〇〇〇〇			R3. 8. 26
5	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 3	〇〇〇〇			R3. 8. 26
6	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 3	〇〇〇〇			R3. 8. 26
7	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 3	〇〇〇〇			R3. 8. 26
8	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 5	〇〇〇〇	△ 〇 〇〇〇		R3. 8. 26
9	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 17	〇〇〇〇			R3. 8. 26
10	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 18	〇〇〇〇			R3. 8. 26
11	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 23	〇〇〇〇			R3. 8. 26
12	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 23	〇〇〇〇			R3. 8. 26
13	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 24	〇〇〇〇			R3. 8. 26
14	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 1	〇〇〇〇			R3. 8. 26
15	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 7	〇〇〇〇			R3. 8. 26
16	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 14	〇〇〇〇			R3. 8. 26
17	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 14	〇〇〇〇			R3. 8. 26
18	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 23	〇〇〇〇			R3. 8. 26
19	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 27	〇〇〇〇			R3. 8. 26
20	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 28	〇〇〇〇			R3. 8. 26
21	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 29	〇〇〇〇			R3. 8. 26
22	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 10. 14	〇〇〇〇			R3. 8. 26
23	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 10. 14	〇〇〇〇			R3. 8. 26
24	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 10. 25	〇〇〇〇			R3. 8. 26
25	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 10. 25	〇〇〇〇			R3. 8. 26
26	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 1	〇〇〇〇	△ 〇 〇〇〇		R3. 8. 26
27	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 1	〇〇〇〇			R3. 8. 26
28	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 10	〇〇〇〇			R3. 8. 26
29	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 30	〇〇〇〇			R3. 8. 26
30	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 30	〇〇〇〇			R3. 8. 26
31	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 12. 8	〇〇〇〇			R3. 8. 26
32	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 12. 15	〇〇〇〇			R3. 8. 26
33	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 5	〇〇〇〇			R3. 8. 26

番号	年度	更正通知書	輸入(納税)申告番号	輸入許可日 (法定納期限)	関税	消費税	地方消費税	納期限
34	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 11	〇〇〇〇			R3. 8. 26
35	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 16	〇〇〇〇			R3. 8. 26
36	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 2. 7	〇〇〇〇			R3. 8. 26
37	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 2. 15	〇〇〇〇			R3. 8. 26
38	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 2. 15	〇〇〇〇			R3. 8. 26
39	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 2. 20	〇〇〇〇			R3. 8. 26
40	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 1	〇〇〇〇			R3. 8. 26
41	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 16	〇〇〇〇			R3. 8. 26
42	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 30	〇〇〇〇			R3. 8. 26
43	28	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 30	〇〇〇〇			R3. 8. 26
44	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 4. 10	〇〇〇〇			R3. 8. 26
45	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 4. 17	〇〇〇〇			R3. 8. 26
46	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 4. 17	〇〇〇〇			R3. 8. 26
47	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 4. 24	〇〇〇〇			R3. 8. 26
48	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 11. 9	〇〇〇〇			R3. 8. 26
49	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 11. 10	〇〇〇〇			R3. 8. 26
50	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 1. 5	〇〇〇〇			R3. 8. 26
51	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 1	〇〇〇〇			R3. 8. 26
52	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 5. 8	〇〇〇〇			R3. 8. 26
53	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 5. 19	〇〇〇〇	△ 〇 〇〇〇		R3. 8. 26
54	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 6. 23	〇〇〇〇			R3. 8. 26
55	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 6. 27	〇〇〇〇			R3. 8. 26
56	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 7. 6	〇〇〇〇			R3. 8. 26
57	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 7. 21	〇〇〇〇			R3. 8. 26
58	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 7. 21	〇〇〇〇			R3. 8. 26
59	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 9. 29	〇〇〇〇			R3. 8. 26
60	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 9. 29	〇〇〇〇			R3. 8. 26
61	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 10. 6	〇〇〇〇			R3. 8. 26
62	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 12. 8	〇〇〇〇			R3. 8. 26
63	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 12. 18	〇〇〇〇			R3. 8. 26
64	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 12. 26	〇〇〇〇			R3. 8. 26
65	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 1. 16	〇〇〇〇			R3. 8. 26
66	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 2	〇〇〇〇			R3. 8. 26
67	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 6	〇〇〇〇			R3. 8. 26
68	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 16	〇〇〇〇			R3. 8. 26

番号	年度	更正通知書	輸入(納税)申告番号	輸入許可日 (法定納期限)	関税	消費税	地方消費税	納期限
69	29	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 23	〇〇〇〇			R3. 8. 26
70	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 2	〇〇〇〇			R3. 8. 26
71	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 5. 7	〇〇〇〇			R3. 8. 26
72	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 16	〇〇〇〇			R3. 8. 26
73	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 16	〇〇〇〇			R3. 8. 26
74	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 17	〇〇〇〇			R3. 8. 26
75	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 25	〇〇〇〇			R3. 8. 26
76	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 26	〇〇〇〇			R3. 8. 26
77	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 7. 24	〇〇〇〇			R3. 8. 26
78	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 7. 30	〇〇〇〇			R3. 8. 26
79	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 8. 10	〇〇〇〇			R3. 8. 26
80	30	R3. 7. 26 付 更正第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 8. 17	〇〇〇〇	△ 〇 〇〇〇	△ 〇〇〇 〇	R3. 8. 26

(注) △は更正により減少した額

(別添2) 滞納法人の加算税に係る賦課決定処分

番号	年度	加算税賦課決定通知書	輸入(納税) 申告番号	輸入許可日	税目	加算税	納期限
1	28	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 8	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
2	28	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 13	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
3	28	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 19	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
4	28	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 24	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
5	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 3	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
6	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 3	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
7	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 3	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
8	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 5	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
9	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 17	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
10	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 18	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
11	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 23	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
12	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 23	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
13	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 8. 24	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
14	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 1	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
15	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 7	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
16	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 14	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
17	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 14	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
18	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 23	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
19	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 27	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
20	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 28	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
21	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 9. 29	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
22	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 10. 14	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
23	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 10. 14	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
24	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 10. 25	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
25	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 10. 25	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
26	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 1	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
27	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 1	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
28	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 10	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
29	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 30	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
30	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 11. 30	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
31	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 12. 8	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
32	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H28. 12. 15	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
33	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 5	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
34	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 11	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
35	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 1. 16	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26

番号	年度	加算税賦課決定通知書	輸入(納税) 申告番号	輸入許可日	税目	加算税	納期限
36	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 2. 7	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
37	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 2. 15	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
38	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 2. 15	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
39	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 2. 20	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
40	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 1	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
41	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 16	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
42	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 30	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
43	28	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 3. 30	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
44	29	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 4. 10	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
45	29	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 4. 17	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
46	29	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 4. 17	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
47	29	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 4. 24	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
48	29	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 11. 9	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
49	29	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 11. 10	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
50	29	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 1. 5	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
51	29	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 1	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
52	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 5. 8	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
53	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 5. 19	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
54	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 6. 23	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
55	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 6. 27	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
56	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 7. 6	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
57	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 7. 21	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
58	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 7. 21	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
59	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 9. 29	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
60	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 9. 29	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
61	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 10. 6	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
62	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 12. 8	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
63	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 12. 18	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
64	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H29. 12. 26	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
65	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 1. 16	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
66	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 2	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
67	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 6	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
68	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 16	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
69	29	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 3. 23	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
70	30	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 2	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
71	30	R3. 7. 26 付 加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 5. 7	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26

番号	年度	加算税賦課決定通知書	輸入(納税)申告番号	輸入許可日	税目	加算税	納期限
72	30	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 16	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
73	30	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 16	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
74	30	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 17	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
75	30	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 25	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
76	30	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 4. 26	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
77	30	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 7. 24	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
78	30	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 7. 30	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
79	30	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 8. 10	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26
80	30	R3. 7. 26 付加算税賦課決定第〇〇〇〇号	〇〇〇〇	H30. 8. 17	関税	〇〇〇〇	R3. 8. 26

(別添3) 第二次納税義務の額(処分庁による認定)

(1) 譲受財産

イ 本件ドル建保険契約

①満期保険金の価額

$$〇〇〇〇\text{米ドル} \times 2\text{契約} = 〇〇〇〇\text{米ドル}$$

邦貨換算(L銀行の平成31年1月31日為替相場による)

$$〇〇〇〇\text{米ドル} \times 〇〇〇〇\text{円/米ドル} = 〇〇〇〇\text{円}$$

②譲受財産

審査請求人が受けた満期保険金の支払請求権の金銭的価値に相当する額

$$〇〇〇〇\text{円} \div (1 + 6\%)^{21/365} = 〇〇〇〇\text{円}$$

ロ 本件円建保険契約

① 満期保険金の価額

$$〇〇〇〇\text{円} \times 6\text{契約} = 〇〇〇〇\text{円}$$

②譲受財産

審査請求人が受けた満期保険金の支払請求権の金銭的価値に相当する額

$$〇〇〇〇\text{円} \div (1 + 6\%)^{30/365} = 〇〇〇〇\text{円}$$

ハ 合計額

$$〇〇〇〇\text{円} + 〇〇〇〇\text{円} = 〇〇〇〇\text{円}$$

(2) 譲受財産から控除する金額

イ 滞納法人による払込保険料のうち審査請求人への短期貸付金として経理処理された金額(払込保険料合計額の1/2に相当する金額)

$$〇〇〇〇\text{円} \times 1/2 = 〇〇〇〇\text{円}$$

ロ 審査請求人の令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書に記載された申告納税額

$$〇〇〇〇\text{円}$$

(3) 第二次納税義務の額

(上記(1)ハ - (上記(2)イ + 上記(2)ロ))

$$〇〇〇〇\text{円} - (〇〇〇〇\text{円} + 〇〇〇〇\text{円}) = 〇〇〇〇\text{円}$$

(別添4) 第二次納税義務の額 (当審査会の判断)

(1) 譲受財産

イ 本件ドル建保険契約

①満期保険金の価額

$$〇〇〇〇\text{米ドル} \times 2\text{契約} = 〇〇〇〇\text{米ドル}$$

邦貨換算 (L銀行の平成31年2月20日為替相場による)

$$〇〇〇〇\text{米ドル} \times 〇〇〇〇\text{円/米ドル} = 〇〇〇〇\text{円}$$

②譲受財産

審査請求人が受けた満期保険金の支払請求権の金銭的価値に相当する額

$$〇〇〇〇\text{円}$$

ロ 本件円建保険契約

① 満期保険金の価額

$$〇〇〇〇\text{円} \times 6\text{契約} = 〇〇〇〇\text{円}$$

②譲受財産

審査請求人が受けた満期保険金の支払請求権の金銭的価値に相当する額

$$〇〇〇〇\text{円}$$

ハ 合計額

$$〇〇〇〇\text{円} + 〇〇〇〇\text{円} = 〇〇〇〇\text{円}$$

(2) 譲受財産から控除する金額

イ 滞納法人による払込保険料のうち審査請求人への短期貸付金として経理処理された金額 (払込保険料合計額の1/2に相当する金額)

$$〇〇〇〇\text{円} \times 1/2 = 〇〇〇〇\text{円}$$

ロ 審査請求人の令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書に記載された申告納税額

$$〇〇〇〇\text{円}$$

(3) 第二次納税義務の額

(上記(1)ハ - (上記(2)イ + 上記(2)ロ))

$$〇〇〇〇\text{円} - (〇〇〇〇\text{円} + 〇〇〇〇\text{円}) = 〇〇〇〇\text{円}$$